

豊川市監査公表第32号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年11月26日

豊川市監査委員	武	田	久	計
同	鈴	木	篤	男
同	浦	野	隼	次

別紙

定例監査（保育所）の結果に関する報告

1 監査の対象施設及び所管部署

(1) 対象施設

一宮東部保育園、一宮保育園

(2) 所管部署

子ども健康部保育課

2 監査の範囲

令和2年4月1日～令和3年10月25日

3 監査の実施期間

令和3年7月26日～令和3年10月25日

4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等の方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 一般項目

ア 予算執行状況について

イ 収入未済の取扱事務について

ウ 備品等の管理に関する事務について

エ 公金の取扱事務について

オ 物品の購入事務について（出先直接購入分）

カ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【一宮東部保育園】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【一宮保育園】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【子ども健康部保育課】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。